

仕 様 書

公園トイレ更新工事
(桜南、阿比太、ナギノ木公園) No. 2

箕面市みどりまちづくり部公園緑地室

1. 工事概要

・トイレ更新工事	一式
土工事	一式
地業工事	一式
コンクリート工事	一式
型枠工事	一式
鉄筋工事	一式
左官工事	一式
外構工事	一式
解体撤去工事	一式
電気設備工事	一式
給排水設備工事	一式

2. 工事設計図書

①設計図 29枚 (表紙・特記仕様書含む)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書

(機械設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書

(電気設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図 (建築工事編)

以上、最新版による。

3. 工事範囲

上記設計図書に示された範囲 一式

4. 主任技術者

実務経験5年以上を有した者の内、建設業法第26条の規定に基づく主任技術者(建設業法による1級又は2級建築施工管理技士を有する者に限る。)1名を定め、主任技術者届に経歴書を添えて監督職員に提出し承認を受けた上で、配置すること。

5. 現場代理人の常駐

建設業法第19条の2の規定に基づく1級又は2級建築施工管理技士以上の資格を有する者1名を現場代理人と定め、現場代理人届に経歴書を添えて監督職員に提出し、承認を受けた上で現場代理人とすること。

なお、主任技術者と現場代理人は兼務してもよい。

6. 疑 義

設計図書が互いに相違する場合、又は明記のない場合あるいは疑義が生じた場合は監督職員の指示による。

7. 官公署その他への手続き

本工事に必要な官公署その他への手続きは遅滞なく行うこと。また、これに必要な費用は請負者の負担とする。

8. 養生その他

工事施工中は必要な養生を行い、必要と認めた場合には隣接物、その他に対して損害を与えないよう養生を施すこと。

9. 工事に関する報告

工事の進捗、労務者の就業、材料の搬入、天候等の状況を示す報告書を提出すること。報告内容、様式は監督職員の指示による。

10. 工事の竣工

工事は市検査職員の検査合格をもって竣工とする。

11. 竣工図書、竣工写真及び引渡し

引渡し時に、竣工図書を作成の上、提出すること。引渡しに際しては、施工に関連した図書を提出すること。内容は監督職員の指示による。

12. 各種保険への加入及び建設労働者への適正な賃金の支払い

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入をすること。

13. 工程

- ① 工事の施工・事前調査等を行う場合は、予め本市監督職員と協議の上、承諾を得て実施すること。
- ② 工事中、公園利用者の妨げにならないよう、公園管理者と十分に調整を行うこと。
- ③ 建築物の施工は、建築基準法（計画通知申請）、箕面市まちづくり推進条例等の諸手続が完了してから行うこと。
- ④ 工事時間は、原則として午前8時から午後5時迄とする。（土日祝は休工）

14. 工事施工に係る留意事項

- ① 工事材料、廃液等の物資を屋外において焼却しないこと。
- ② 工事施工中の騒音発生については十分注意すること。
- ③ 「大阪府公害防止条例」、「箕面市まちづくり推進条例」及び「箕面市建設工事にかかわる交通安全、公害対策指導要綱」を遵守し改修を行うこと。
- ④ 施工現場とその周辺に作業員宿舎を設置しないこと。
- ⑤ 現場作業員の風紀の保守に留意すること。
- ⑥ 通行者等に危険のないよう、安全対策を講じること。
- ⑦ 近隣住民に支障を及ぼすことのないよう工事着手前に周知し、騒音・粉塵・振動の低減のため適切な措置を講じること。

- ⑧工事中の進入路については道路管理者等と十分協議し、またその維持管理に努め、破損した場合には速やかに修復すること。なお、材料置場が必要な場合は、監督員の許可を受けた上で、安全対策を十分に講じること。
- ⑨大阪府では自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制が実施されており、下記の事項について遵守すること。（大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく。）
 - a) 大阪府が交付する適合車等標章（ステッカー）を表示している車両を使用すること。
 - b) 工事受注業者又はその下請業者は、車種規制適合車等の使用を求め、また、車種規制適合車等が使用されたことについて確認すること。
- ⑩設計変更等については、市の設計書に基づき市の査定額による。
- ⑪その他必要な事項については、その都度、監督職員と協議を行うこと。
- ⑫騒音工事については、施工日時等を事前に近隣住民に配慮し周知すること。

15. 交通安全の確保について

- ①工事中の車両等の運行については十分注意し、対人等の危険防止を図ること。
- ②工事中の車両等を敷地内に許可なく駐車しないこと。
- ③工事中の材料運搬車両は原則として、荷台にシートを被せること。
- ④工事中の車両は、騒音防止のため警笛の抑止と、進行速度及び工事現場内制限速度遵守並びに排出ガスの低減に努めること。
- ⑤資機材搬入時等には、工事安全上の監視等を行うこと。

16. その他工事に関し特に留意すべき事項

- ①通行者、公園利用者等の安全に留意し、監督職員並びに公園管理者の指示により工事を行うこと。
- ②工事敷地周辺内の車両通行は安全確認のもと最徐行とする。
- ③工事（仮設計画含む）については、全て監督職員並びに公園管理者の承認を経て工事を実施すること。
 - ・工程等を作成し、承認を経て工事を実施すること。
- ④近隣対策、問い合わせ、苦情等については、全て請負者が誠意を持って対応すること。
- ⑤仮設の電力、水等を工事着手に先立ち請負者側で準備すること。
- ⑥全ての使用材料は承認を得てから工事を実施すること。
- ⑦安全確保等のための施工中の仮設物設置は本工事に含むこととする。
- ⑧法令遵守は徹底すること。
 - ・道路交通法はもとより建設業法、建築基準法等の法令に拘束されているので、請負者の責任において法令は遵守すること。
- ⑨住宅地に近接しているので、騒音には十分留意して工事を進めること。
- ⑩道路及び歩道際で作業を行う際には、通行車両及び歩行者に影響のないように粉じん対策及び養生を行い施工すること。
- ⑪現場に物品を搬入及び搬出する際は、公園利用者の支障にならないように時間帯を公園管理者と調整して行うこと。
- ⑫公園内及び公園周辺はすべて禁煙とし、喫煙所を設けてはいけないこととする。
- ⑬敷地内において、感染症対策及び感染症拡大防止策を講じること。
- ⑭工事中の駐車場確保については、請負者負担とする。
- ⑮自主管理制度により公園内で清掃活動をされている市民の方がおられる場合は、清掃道具の収納場所の確保等について配慮すること。

17. 安全確保

- ①請負者は施工に先立ち、現地調査を実施し、対象区域内や周辺におけるライフライン等のほか、地下埋設物の設置状況について入念な調査、把握を行なうものとする。また、請負者の責により地下埋設物に損傷を与えた場合は、監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
- ②請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び請負者名等を記載した標示板を設置しなければならない。
- ③本工事においては現地の状況を十分に把握し安全性の検討を行い、請負者の責任において安全対策をするものとする。また、作業時間外においても、バリケードや照明等により第三者が侵入できないよう対策を講じること。

18. 建設工事総合保険、建退共の加入

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。請負者は、建設業退職金共済（建退共）制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）の写しを工事請負契約締結後1カ月以内及び工事完成時に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

19. 施工体制台帳

請負者は、発注者から直接建設工事を請け負った公共工事を施行するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成する。また、施工体制表を現場に据え置くこと。

20. 建設副産物

- ①請負者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事である場合には、建設副産物の適正な処理及び再生資源の利用を図らなければならない。
- ②請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- ③請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。

21. 工法、材料の変更

- ①請負者は監督員の承諾を得た場合は、工法、材料の変更をする事が出来る。ただし、契約変更の対象としない。
- ②請負者は変更する工法、材料については、工事目的物の品質、性能及び施工の安全性が確保されていることを確認し、監督員の承諾を得なければならない。
- ③上記品質の確認に係る経費用は、請負者の負担とする。

22. その他

- ①既存施設を損傷させた場合は請負者の責任において施設の復旧を行うこと。
- ②地表面に露出する構造物は面取りを行うこと

23. 交通誘導員

- ①交通誘導員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ②工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象としないものとする。ただし、発注者との協議結果により、交通誘導員編成が変わる場合は、契約変更の対象とする。
- ③工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関し監督職員と協議するものとし契約変更の対象とする。

24. 工事ヤード等

本工事施工区域は供用中の公園であるため、工事ヤード等については、発注者と適宜調整し使用すること。

25. その他特記事項

- ①工事の施工に当たっては、予め標示板の設置及び監督職員の承認を得た文書を指定の範囲に配布することにより工事概要を付近住民に周知し、理解、協力を求めること。また、苦情等には迅速に対応すること。
- ②本工事施工区域は供用中の公園であるため、必要な交通を確保しながら施工すること。また通行止めにあたっては、発注者と協議の上、事前に現場標示板により実施時期・範囲等について周知すること。
- ③工事の作業中は関係法令を遵守し、事故発生を未然に防止すること。
- ④日曜日、祝祭日及び夜間は原則的に工事を行わないものとする。やむを得ず作業をする場合は、監督職員と協議すること。
- ⑤工事期間中はもとより、工事完成後も常に現場巡視を行い安全確認すること。
- ⑥施工中は交通誘導員を配置し、一般車両や歩行者の安全を確保すること。
- ⑦工事期間中、施工箇所を夜間または雨天時に開放する場合は、カラーコーンやコーンバー・バリケード等で施工範囲の明示をし、一般の方の進入・転落等がないよう措置を図ること。また、工事の使用材料等の飛散防止に努めなければならない。さらに、夜間時は歩行者から施工箇所が判るよう視認性の向上に努めなければならない。
- ⑧本工事により近隣住民が駐車場を使用できない場合は、工事請負者の責をもって駐車場を確保しなければならない。
- ⑨施工中に不審物を発見した場合は速やかに監督職員まで連絡すること。
- ⑩本工事は、住宅地と近接工事であることから、特に、住民生活への影響に留意し施工すること。
- ⑪その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議し指示に従うこと